

岩手県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 施行者の名称 大槌町
 - （2） 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画安渡第1地区小規模団地住宅施設整備事業
 - （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 なし
 - （4） 事業施行期間 平成26年12月26日から平成31年3月31日まで
- 2（1） 施行者の名称 大槌町
 - （2） 都市計画事業の種類及び名称 大槌都市計画赤浜第1地区小規模団地住宅施設整備事業
 - （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 なし
 - （4） 事業施行期間 平成26年12月26日から平成31年3月31日まで